

大阪府告示第784号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可した。

令和7年6月4日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 組合の名称
門真市駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和7年6月4日から令和15年3月31日まで
- 3 施行地区
門真市新橋町の一部
- 4 事務所の所在地
門真市新橋町3番1―1007号
- 5 設立認可の年月日
令和7年6月4日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示板への掲示のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行うものとする。特に必要があるときは、これらに加え、官報に掲載する。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和7年6月4日から同年7月3日まで